

紀南環境広域施設組合管理職員特別勤務手当支給規則

制定 平成25年8月1日 規則第18号

改正 平成27年3月27日 規則第4号

改正 令和7年3月31日 規則第4号

(趣旨)

**第1条** この規則は、紀南環境広域施設組合職員の給与に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第20号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(手当の額等)

**第2条** 条例第18条第3項第1号の規則で定める額は、同条第1項の勤務に従事した時間が1回につき4時間を超える場合において、次の表の職員の欄の区分に応じ、それぞれ同表の手当の額の欄に定める額とする。ただし、当該勤務に従事した時間が1回につき2時間以上4時間以下の場合においては、それぞれの手当の額の2分の1に相当する額とする。

職員	手当の額
事務局長又は事務局長の職務に相当する職にある者で管理及び監督の職務を併せて行うもの	8,000円
事務局次長又は事務局次長の職務に相当する職にある者で管理及び監督の職務を併せて行うもの	6,000円

2 条例第18条第3項の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が7時間45分を超える場合の勤務とする。

3 条例第18条第3項第2号の規則で定める額は、同条第2項の勤務に従事した時間が1回につき1時間以上の場合において、次の表の職員の欄の区分に応じ、それぞれ同表の手当の額の欄に定める額とする。

職員	手当の額
事務局長又は事務局長の職務に相当する職にある者で管理及び監督の職務を併せて行うもの	4,000円
事務局長又は事務局長の職務に相当する職にある者で管理及び監督の職務を併せて行うもの	3,000円

4 条例第18条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(整理簿)

**第3条** 管理者は、管理職員特別勤務手当整理簿を作成し、これを保管しなければならない。

(その他)

**第4条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第4号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第4号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。